

令和5年11月21日

職員各位

病院長 高折 晃史

新型コロナウイルスに関する当院職員等の行動方針について【改定第5版】

1. 行動原則について

- 集会への参加、食事会、国内移動、海外渡航については、周囲の流行状況を考慮し、**感染リスクの高い行動を各自が避ける**ようにしてください。
- 新型コロナウイルスに感染あるいは新型コロナウイルス感染症類似症状が出現した場合による**体調不良時はただちに休務とし**、所属長ならびに病院（Google form）へ報告してください。
- 新型コロナウイルスに感染あるいは新型コロナウイルス感染症類似症状が出現した場合による体調不良時の休務期間は、「5月8日以降の入院患者の隔離・職員休務の方針について」に基づきます。

2. 対象期間

令和5年12月1日（金）～令和6年1月31日（水）

* 感染の動向により上記対象期間内においても、本方針を改定する可能性がありますので、今後のお知らせにご注意願います。

3. その他

新型コロナウイルス感染症対応にかかる指針・マニュアル等のうち、5月8日以降も運用が継続されているものについては、院内掲示板にて各指針・マニュアルをご参照下さい。